

相続開始後に株式から生じた配当金支払請求権の帰属

【文献種別】 判決／大阪地方裁判所

【裁判年月日】 令和7年3月14日

【事件番号】 令和6年（ワ）第6068号

【事件名】 未受領配当金等請求事件

【裁判結果】 棄却（確定）

【参照法令】 民法896条・898条・899条・900条・907条・909条、会社法454条

【掲載誌】 金判1735号28頁、金法2270号76頁

◆ LEX/DB 文献番号 25624487

専修大学准教授 小川 恵

事実の概要

被相続人Aは、令和2年3月21日に死亡した。Aの相続人は、妻 X_1 ならびに子 X_2 およびBであり、その法定相続分は、 X_1 が2分の1、 X_2 およびBが各4分の1である。Aは、死亡時、 α 工業株式会社、株式会社 β 製作所および γ 株式会社の株式を所有していた（以下「本件各株式」という）。被告Yは、本件各株式の発行会社の株主名簿管理人として、配当金の支払等の事務を行っている信託銀行である。

本件各株式については、令和5年12月6日付け遺産分割審判により、Bがその全部を取得することとされ、同審判は同月7日頃に確定した。 X_1 および X_2 は、Yに対し、同月28日、Aの死亡から上記遺産分割審判確定までの間に発生した本件各株式の未払配当金（以下「本件各配当金」という）のうち自己の法定相続分に応じた金員の支払を求めたが、令和6年3月11日、これを拒絶された。そのため、 X_1 および X_2 は、本件各配当金の支払請求権が侵害されたと主張して、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償等を求めて訴えを提起した。

本件の争点は、本件各配当金の支払請求権が当然に相続分に応じて分割されるか否かである。 X_1 および X_2 は、法定果実である賃料債権が遺産とは別個の財産として相続人に帰属する旨を判示した最判平17・9・8民集59巻7号1931頁（以下「平成17年判決」という）を引用し、株式の配当金支払請求権は法定果実であり、株主総会決議

により利益配当額が確定すれば具体的な金銭債権となるから、遺産である株式とは別個の可分債権として、当然に相続分に応じて分割されると主張した。他方でYは、共同相続された投資信託受益権につき、収益分配金および元本償還金が相続開始後に発生し、それが被相続人名義の口座に入金された事案において、販売会社に対する預り金返還請求権は、投資信託受益権の内容を構成するものであるから、当然に相続分に応じて分割されることはないと判示した最判平26・12・12判タ1410号66頁（以下「平成26年12月判決」という）を引用し、株式の配当金支払請求権は株式の内容を構成する権利であり、投資信託受益権の収益分配金と同様に、当然に相続分に応じて分割されるものではないと反論した。

判決の要旨

「株式は、株主たる資格において会社に対して有する法律上の地位を意味し、株主は、株主たる地位に基づいて、剰余金の配当を受ける権利（会社法105条1項1号）、残余財産の分配を受ける権利（同項2号）などのいわゆる自益権と、株主総会における議決権（同項3号）などのいわゆる共益権とを有するのであって（最高裁昭和42年（オ）第1466号同45年7月15日大法廷判決・民集24巻7号804頁参照）、このような株式に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された株式は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきで

ある（最高裁昭和42年（オ）第867号同45年1月22日第一小法廷判決・民集24巻1号1頁、最高裁平成23年（受）第2250号同26年2月25日第三小法廷判決・民集68巻2号173頁等参照）。

そして、配当金支払請求権は、上記のとおり株式（株主権）の内容を構成する剰余金の配当を受ける権利が具体化したものであるから（会社法454条参照）、共同相続された株式につき、相続開始後に配当金支払請求権が発生した場合にも、当該債権は当然に相続分に応じて分割されることはなく、共同相続人の一部が、発行会社等に対し、自己の相続分に相当する金員の支払を請求することはできないと解するのが相当である。」

「これに対し、Xらは、平成17年判決を援用し、株式の配当金支払請求権は、法定果実であり、遺産である株式とは別個の金銭債権であるから、可分債権として当然に相続分に応じて分割されるなどと主張する。

しかしながら、配当金支払請求権は、上記のとおり株式（株主権）の内容を構成する剰余金の配当を受ける権利が具体化したものであって、株式の使用の対価として生ずるものではないから、法定果実であるとはいえない。そして、上記のような株式に含まれる権利の内容及び性質に照らすと、当該権利の一つである剰余金の配当を受ける権利が具体化した配当金支払請求権は、可分給付を目的とする金銭債権であっても、株式自体と同じく、可分債権には当たらないものと解するのが相当である。平成17年判決は、可分債権である賃料債権について判断したものであって、本件に適切ではなく、Xらの上記主張は採用することができない。」

「そして、本件各配当金の支払請求権は、共同相続された本件各株式につき発生したものであるから、相続開始から遺産分割審判確定までの間に生じたものであっても、当然に相続分に応じて分割されるものではない。そうすると、共同相続人の一部であるXらは、Yに対し、当然には自己の相続分に相当する金員の支払を求めることができないというべきである。

よって、YがXらの求めを拒んだことが、Xらの本件各株式の発行会社に対する本件各配当金の支払請求権を侵害するものとして不法行為法上違法であるとするXらの主張は、前提を欠くものと

いうほかない。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、相続開始後から遺産分割までの間に遺産中の株式から生じた配当金支払請求権につき、相続人間で当然分割されないことを判示したものである。

株式は株主たる資格において会社に対して有する法律上の地位を意味し、株主はその地位に基づいて会社に対して自益権と共益権とを有するとされ¹⁾、自益権の1つとして剰余金の配当を受ける権利がある（会社法105条1項1号）。もっとも、配当財産の額などの権利内容が確定するには、配当決議を経なければならず（会社法454条）、配当決議前の配当金支払請求権は、観念的な一種の期待権であるとされている²⁾。配当決議によって、一定の日（基準日）に株主名簿に記載され、または記録されている株主に、会社に対する具体的な配当金支払請求権が発生することになる（会社法124条1項、454条）³⁾。

株式が遺産として相続される場合に相続人間にどのように帰属するかをめぐっては、これまでにいくつかの最高裁判例で扱われてきた。そもそも、被相続人が相続開始時に有していた財産ないし権利義務は、相続人間で準共有される（民法898条）。しかし遺産中の可分債権は民法427条により法律上当然に分割され、遺産分割を経ることなく各相続人に確定的に帰属すると解されてきた⁴⁾。したがって、被相続人の有していた権利がどのような性質であるかによって、相続においてどのように帰属するかが異なることになる。株式について最高裁は、自益権と共益権を含むものであることを踏まえ、共同相続された株式は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない⁵⁾と解してきた。

もっとも、従来の判断はあくまで共同相続された株式それ自体が当然分割されず、遺産分割の対象となることを示したものである。これに対して本判決では、相続開始後から遺産分割までの間に株式から生じた具体的な配当金支払請求権の帰属が問題となった。本判決は、従来の判断を踏まえつつ、配当金支払請求権は当然分割されない旨を判示しており、これまで確立された判断のない争

点について一定の解釈を示したといえ、この点に意義がある。

二 相続開始後に生じた財産にかかる従来の判断

従来から、相続開始後から遺産分割までの間に相続人が準共有していた財産に変動が生じた場合、変動した財産が遺産分割の対象となるかが問題となってきた。本件でXらが引用した平成17年判決においては遺産中の不動産から生じた法定果実としての賃料債権の帰属が問題となったほか、遺産中の不動産が相続人の合意のもとで売却された場合の代金債権につき、当該債権は遺産ではなく、相続人に持分に応じて分割帰属するとした判例⁶⁾や、遺産中の金銭が相続開始後に銀行に預金として預けられた場合に、当該預金債権は相続人間に当然分割されないとした判例⁷⁾などがみられる。

こうした判断が示されるなか、相続開始後に株式から生じた配当金支払請求権については、平成17年判決と同様に、配当金支払請求権を法定果実と捉え、各相続人がその相続分に応じて分割債権として確定的に取得すると判断した下級審裁判例がある⁸⁾。他方で、学説では、株式の配当金については法定果実であるとする見解⁹⁾と、配当等を受ける権利ないし配当金支払請求権は株式の内容を構成する権利であって、当然分割されないとする見解¹⁰⁾とがみられ、見解は統一されていない。

三 本判決の分析

上記のような動向をみるに、本件において原告Xらの主張を受け入れる余地はあったように思われる。それにもかかわらず、本判決は、配当金支払請求権は株式の内容を構成する剰余金の配当を受ける権利が具体化したものであることを強調して、相続人間での当然分割を否定した。

本判決の判断は、平成26年12月判決の判示に類似する。すなわち、同判決は、共同相続された投資信託受益権につき、収益分配金および元本償還金が相続開始後に発生し、それが被相続人名義の口座に預り金として入金された事案において、当該預り金返還請求権が当然に相続分に応じて分割されるか否かが問題となったものである。最高裁は、共同相続された投資信託受益権は

相続開始と同時に当然分割されないとした最判平26・2・25民集68巻2号173頁（以下「平成26年2月判決」という）の判断を前提に、収益分配金および元本償還金の交付を受ける権利は受益権の内容を構成するものであるから、共同相続された受益権につき、相続開始後に収益分配金および元本償還金が発生し、それが預り金として被相続人名義の口座に入金された場合にも、預り金の返還を求める債権は当然に相続分に応じて分割されることはない、とした。こうした判断は、収益分配金および元本償還金の交付を受ける権利をそもそも法定果実ではないと捉えており、その意味では平成17年判決には矛盾しないことになる¹¹⁾。

とはいえ、平成26年12月判決に対して批判が無いわけではない。同判決は受益権自体が当然分割されないことを前提にしているが、この前提について判示した平成26年2月判決によれば、受益権は①口数単位であること、および②監督的機能を有する権利（可分給付を目的とする権利でないもの）を含むことから、当然分割が否定される。しかし、受益権が収益分配金および元本償還金の支払請求権に転化したとみれば、その時点で①②の事由は消滅すると考えられ、「内容を構成する」という理由付けは当然分割を否定する十分な理由とはいえないとの批判がある¹²⁾。株式も、受益権と同じく不可分の権利を含むがゆえに当然分割の対象外と解されてきたことにかんがみれば、こうした批判は株式にも向けられる。しかしながら、この批判に対しては、次のような反論も可能だろう。すなわち、平成26年12月判決における投資信託は満期償還されていたのであって、この点を重視すれば、受益権自体は消滅して支払請求権に転化したと評しうる状況であった。他方で本件では、株式自体は引き続き存在し、それとともに具体的な配当金支払請求権があるという状況である。したがって、株式から配当金支払請求権への転化であるとは考え難い。その意味で、平成26年12月判決への批判は、株式には妥当せず、当然分割を否定する理由があるといえる。

他方、本判決からは次のような疑問も生じるように思われる。第1に、株式が自益権と共益権を含む「法律上の地位」とであるとしても、そうした地位と地位の内容となっている権利との関係をどのように捉えるべきか。すなわち、「共同相続された法律上の地位とその地位を構成する諸権利

との関係をどのように考えるかは、それ自体が1つの問題」であると指摘されており¹³⁾、とりわけ最判平21・1・22民集63巻1号228頁(以下「平成21年判決」という)の判示が目される。この判例は、預金契約者が死亡し、その共同相続人の1人が、当該預金契約の相手方であった信用金庫に対し、被相続人名義の預金口座における取引経過の開示を求めたものである。最高裁は「預金者が死亡した場合、その共同相続人の1人は、預金債権の一部を相続により取得するにとどまるが、これとは別に、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる」とした。こうした判断からは、預金契約上の地位の帰属と、当該契約から生じる預金債権の帰属とを分けて考える発想がうかがわれる¹⁴⁾。このような分離が可能であるならば、株式においても、配当金支払請求権を株式の帰属とは分離させて扱う余地があろう。

第2に、株式についてどこまでの権利を「内容を構成する」ものと位置付けるかについても検討の余地がある。株式は自益権および共益権を含む不可分の権利であるものの、配当決議により株主に会社に対する具体的な配当金支払請求権が発生した場合には、その請求権は、当該株主を債権者とする具体的な債権であり、株式と別個独立に処分や差押えの対象になるとされる¹⁵⁾。したがって、抽象的な「剰余金の配当を受ける権利」が株式の「内容を構成する」としても、その権利が具体化した場合には「内容を構成する」ものではないと解しうるようにも思われる¹⁶⁾。

しかし、本判決はこうした考えを採用せず、結果として平成26年12月判決と同様に、株式の有する不可分の性質が具体的な配当金支払請求権にも及ぶことを示した。

本判決がこのような判断に至った背景には、配当金の分配にかかる処理手続の円滑さという現実的な視点がありえよう。投資信託受益権の収益分配金等にかかる判断に関して、平成17年判決に従った判断もありえたのにそれを平成26年12月判決が採らなかったのは、収益分配金等が法定果実に当たらないと解されることに加え、「共同相続された投資信託受益権について相続開始後に具体的に発生する権利を当然分割されるものとそうでないものと分けて処理を行うことは、相続

人にとっても、顧客対応を一手に担う販売会社にとっても、負担が大きく現実的とは言い難い。それゆえ、相続開始後に具体的な金銭債権として生じる収益分配請求権を共同相続人が準共有する投資受益権から切り離す処理は避けるべきであると考えられたのではないだろうか¹⁷⁾という指摘がみられる。このことは、株式の配当においても同様の負担が考えられるため、本件においても妥当するだろう。

●—注

- 1) 最判昭45・7・15民集24巻7号804頁。
- 2) 江頭憲治郎『株式会社法〔第9版〕』(有斐閣、2024年)724頁。
- 3) 江頭・前掲注2)725頁。
- 4) 最判昭29・4・8民集8巻4号819頁、青竹美佳ほか『新ハイブリッド民法5 家族法〔第2版〕』(法律文化社、2024年)268頁。
- 5) 最判昭45・1・22民集24巻1号1頁、最判平26・2・25民集68巻2号173頁。
- 6) 最判昭52・9・19判時868号29頁、最判昭54・2・22判タ395号56頁。
- 7) 最判平4・4・10判時1421号77頁。
- 8) 名古屋高判平23・5・27金判1381号55頁等。
- 9) 青竹ほか・前掲注4)302頁、潮見佳男『詳解相続法〔第2版〕』(弘文堂、2022年)334頁、松並重雄「判解」最判解民事編平成17年度(下)573~574頁。
- 10) 入江政幸「株式の配当金支払請求権の相続」金法2220号(2023年)12頁、佐久間毅「投資信託受益権の共同相続」金法2023号(2015年)62頁。
- 11) 潮見佳男「判批(平成26年12月)」金法2025号(2015年)58頁。
- 12) 松尾弘「判批(平成26年12月)」法セ727号(2015年)118頁。
- 13) 山下純司「共同相続における財産権帰属の判例法理」金法2009号(2015年)47頁。
- 14) 山下・前掲注13)47頁、原恵美「判批(平成26年12月)」新・判例解説 Watch (法セ増刊)18号(2016年)77頁。
- 15) 江頭・前掲注2)725頁、田中亘『会社法〔第5版〕』(東京大学出版会、2025年)445頁。
- 16) さらに、配当金支払請求権が株式の「内容を構成する」ことを前提としても、遺産分割協議において株式の帰属先と配当金支払請求権の帰属先とを分けることができると解する余地はないだろうか。もっとも、株式については名義書換をした株主に配当金を帰属させることが合理的であると指摘される(入江・前掲注10)13頁)。
- 17) 水野貴浩「判批(平成26年12月)」現代民事判例研究会『民事判例XI 2015年前期』(日本評論社、2015年)110頁。